

# 1920年代実業補習教育の動向

笹尾省二

Continuing Vocational Education in Schools in the 1920's

SASAO Shōji

## はじめに

大正13年(1924)12月に始まる第50議会は、普通選挙法案が可決されたことで有名であるが、この議会では、多くの教育関係の建議案が提出されていた。その主要なものを挙げれば、「教育の機会均等に関する建議案」、「義務教育普及助成に関する建議案」、「社会教育振興に関する建議案」、「実業補習教育振興に関する建議案」、「国民教育の根本的革新に関する建議案」などである<sup>1)</sup>。これらの建議案名から推測されるように、そのほとんどが国民大衆教育を扱うものであった。その事情について、政友会の代議士で文部参与官であった河上哲太は次のように述べている。

「欧州大戦の前後から我国に於ける教育問題の一つとして、青年及び処女の教育を如何にするか……と云ふ事が注目されるべきものとなった。……夫れは議会に現はれた教育問題を見ても判る事だと思ふ。一は一般教育に対するものであって国民学振興の必要上教育上の改革を断行する事である。その中特に必要と目されて居るのは画一主義の打破である。その二は経済上の境遇に支配されずに、機会均等の教育を国民に享受せしめんとする主張である。即ち我国に於ける大多数の青年子弟の為に、補習教育、社会教育の施設を計ってやらねばならぬと云ふ議論である<sup>2)</sup>。「大多数の青年子弟」の教育を軸にして、改革を行っていくことが、この時期の教育政策の上で重要な問題となっていたわけである。

このような動向の中でクローズアップされてくるのが、実業補習学校である。同じく河上は次のように述べている。「今後の政治を支配し産業を左右し、軍隊の力を上下する者は多数民衆の力である。今後の政治、産業、国防の消長に参与して判断を誤らざる為には、少くとも中等程度の修養を必要とする」。「教育の機会均等と云ふ声は追々八ヶ間敷なりつゝある。境遇上の不利の為に、今日の国民として必要なる中等程度の教育を受け得ざる不遇の青年が、此の叫びを為すのは尤である。而して不完全ながらも此要求を充し得るものは、実に補習学校である。青年の思想問題から見ても補習学校の発達が必要である<sup>3)</sup>」。公民、生産者、兵隊としては「中等程度の教育」が必要であり、また「機会均等」の要求に応ずるためにも、実業補習学校を大衆青少年のための中等教育機関として整備していこうというのである。

ここで注意すべきは、実業補習学校重視論に限らず当時の改革論が対象としていた「大多数の青年子弟」とは、尋常小学校卒業後の大衆青少年を意味し、初等教育後の中等段階における大衆教育制度の再編が、問題とされていたことである。そこには、さまざまな要素が入り組みながらも、敗戦後において実現される、我が国における「中等教育の普遍化」への萌芽をみることで

きる。

本稿は、大正末期から昭和初期すなわち1920年代において教育政策の焦点となっていた、中等段階における大衆教育制度再編の動向に注目し、特にその中で中心的な役割を果たすべき教育機関として浮上する実業補習学校について検討するものである。

従来、この時期の教育政策は、「軍事化」あるいは「反動化」の視点によって評価されてきた。たとえば、久保義三氏は、大正末期以降には「思想善導、精神作興」が教育政策の基本方針となったと述べ、同時に、支配層が第一次大戦後、「国民教育の軍隊化への再編成という方向に具体的な歩を進めた」とし、それを「大衆教育の軍国主義的再編成」と位置づけている<sup>4)</sup>。

また、海老原治善氏は、護憲三派内閣以降の政党内閣期の教育政策について、「支配階級全体の大きな見地からいえば、普選、その他一定の譲歩をおこなったがゆえに、軍事と教育政策は、それゆえにいっそうの反動化が統治の根本として要請されたわけであった」としている<sup>5)</sup>。

これら「軍事化」「反動化」といった視点は、戦時体制下への連続性をみる場合に重要なものかもしれないが、しかし、当時の教育政策、特に大衆教育政策をその視点のみで直線的に総括するには疑問がある。

また、小川利夫氏は、大正末において「青年期教育の二重構造」のもとで、大衆青少年に対する「中等教育の代位」として実業補習教育が再編されたとし、同時に、この再編は「実業補習学校の社会教育機関化」をもたらすものであり、大衆青少年への教育が矮小化された形のままに固定されたと述べている<sup>6)</sup>。

小川氏の言う「代位」であったにせよ、大正末には、かつての国民教育＝初等教育という発想に修正が加えられ、国民の知的水準を向上させるため、あるいは顕在化しつつある階級対立を防ぐために、中等段階の教育までを何らかの形で国民全体に保証し、彼らを国家社会へより強固に結合しようとする教育制度が求められたのである。

問題は、そこでなにゆえに実業補習教育が注目され、それは具体的に何をめざしていたのかである。小川氏の「社会教育機関化」という説明では、その筋道は、必ずしも明らかになっているとは言い難い。

本稿は、従来の「軍事化」「反動化」といった視点の再検討を課題意識として持ちながら、中等教育普遍化へ向かう流れの中に位置づけるべき要素に注目し、実業補習教育再編の動向を検討するものである。

## I. 初等後の教育をめぐる動向

まず、1920年代において、大衆青少年のための教育が注目されるに至った事情を明らかにしよう。

明治期以来の学校系統改革の主要な課題は、大まかに言えば、一つは、国民皆教育制度としての初等教育の整備・延長であり、もう一つは、中等教育から高等教育へ通ずる、一定量の選良養成機構の整備・拡充であった。大正6年(1917)に設置された臨時教育会議も、この二つの課題の解決をはかったものと言える。後者の課題については、臨時教育会議の答申に基く「高等学校令」、「大学令」、ならびに原内閣による高等教育機関拡張によって、ひとまずの決着がつけられた。前者については、答申に基く「市町村義務教育費国庫負担法」によって、義務教育に関する国の

財政的責任が明確化されたが、明治期以来の構想としてあった義務教育年限延長＝8年制初等教育制度の実施<sup>7)</sup>については、時期尚早として、これを見送った。この義務年限延長構想は、大正12年(1923)の鎌田文相、さらにその翌年の江木文相によっても具体案が作成され、実現に向かって努力されたが、結局、主に財政的な理由で、実施されるに至らなかった<sup>8)</sup>。

ところが、江木の後を受けた護憲三派内閣の岡田文相期からは、様相が変わってくる。岡田は、当時、社会的問題となってきた中学校の入学難に注目し、「中学校の入学難についても督学官をして実地調査を行はしめたが……結局自分の持論の如く高等小学校において中等教育を授くるの必要を痛感した<sup>9)</sup>」と述べているように、高等小学校を初等教育と切り離し、中学校入学希望者をも吸収できるような学校に改革することが必要だと考えた。

そうであるなら、従来の義務年限延長＝8年制初等教育の構想は、不十分なものととらえられることになる。そこで岡田は、義務年限延長はひとまず置いて、大正15年(1926)4月の「小学校令」、および「小学校令施行規則」改正により、高等小学校の改革を行った。この改革は、これまで随意科目であった実業科を必修とし、一部の学科に学科担任制を導入したものであったが、結果的に言えば、従来の高等小学校に大きな質的変化をもたらすほどのものではなかった。しかし、重要なのは、岡田が、従来初等教育の枠の中で思考されていた国民教育の拡充、つまり義務教育年限延長の問題を、初めて中等教育的な意味において提起したことである<sup>10)</sup>。

これ以後の義務年限延長についての議論は、たんなる尋常小学校の延長としてではなく、主として尋常小学校卒業後の一段階上の教育をどうするのか、という問題意識から論じられるようになる。それは、岡田が考えたように、たんに中学校の入学難への対応という性格をもつだけでなく、より大きく、中等段階の教育制度の拡充・改編が、時代の要請となってきつつあったことによるといわねばならない。

その要請とは、まず第一に、旧来の中等教育との関連における改革の必要性である。大正後半から昭和初期にかけて、中等学校(中学校・実業学校・高等女学校)においては、進学希望者はもちろん、学校数・生徒数もかなりの増加を示し<sup>11)</sup>、高等教育への階梯という意味以上に、中等教育独自の意義が重要となってきた。それは、第一次大戦後の日本資本主義の独占期への移行のもとで、中等学校卒業生に対する中級ないし下級事務または技術職員としての需要が増大したこと、そしてまた、それをみだす進学要求の担い手たる都市新中間層の拡大に背景をもつものであった。

中等教育の量的拡大は、それ自体として中等教育の改革の必要性を生じさせたが、その中等教育への進学は、尋常小学校6年卒業で制度的にはほぼ固まっており、国民大衆教育の拡充を考える場合に、年齢的に並行する中等教育との関連が、あらためて問題となつてこざるをえなかった。

ついで第二に、昭和5年(1930)の統計によれば、尋常小学校卒業後、高等小学校への進学者が59%、中等学校へは14%、実業補習学校、各種学校もあわせると、何らかの上級学校へ卒業生全体の86%が進学していた<sup>12)</sup>という状況に示される、いわば民衆の教育意欲の存在がある。

大正期には、個人に対して社会内部での最大の「資格」を与える機関として、公教育制度は定着してきており、将来の子弟の生活の安定を求める親たちは、自らの経済的社会的条件が許す範囲内で、最大限の「資格」を求めて各種の学校に期待した。すなわち、内容に関係なく、学校の存在そのものが価値ととらえられる状況が創出されたのである。この民衆レベルの教育意欲によ

って、人材育成機能としての公教育体制の発展がささえられ、選別機能の合理性が強化されたのであり、またそれを通じて、公教育制度が支配秩序の維持に大きな役割を果たすという構造ができあがったといってもよいのである。

かくして大正期には、6年間の初等教育は、将来の国民としての社会生活を営む上での最低限の「資格」と社会的に位置づけられ、その教育を受けることは、すべての児童にとってほぼ当然のこととなっていた。そうすると、将来の生活の安定を求める民衆は、より高い「資格」を求めて、その子弟の進学を何とか確保しようとする。もちろん、そのことがただちに中等教育への進学要求に結びついたわけではないが、先の検討にみたように、中等教育進学の経済的な基盤を持たない層にも、せめて高等小学校をはじめとする、何らかの上級学校へ進学することを求める欲求を生ぜしめたと考えられる。これが、大正末から昭和初期の、教育を求める民衆の一般的状況であった。

体制にとって必要であったのは、こうした教育意欲を吸収して、人材育成機能、選別機能をより強化していくことであった。この点について、多少なりとも選挙を通じて国民大衆と向かいあう政党は、特に敏感であった。普通選挙制度が実現し、より広範な民衆の要求を吸収しうる政治体制が求められたこの時期において、教育においても、民衆の要求を意識した政策の提示が行われたのである。たとえば、大正14年(1925)6月の政友会臨時政務調査会では、新政策について次のような発言があった。「一般民衆の直に以て共鳴し得る適切なる標語を以て高唱する必要がある、又問題は大きならずとも国民生活に直面した題目を唱ふるの要がある」、「殊に我党としては面目に掛けても教育の根本改善並に地方自治解決の鍵たる地租移譲の如き是非共之が断行を計らねばなるまい<sup>139)</sup>」。

要するに、民衆の要求を汲みあげる上での格好のテーマとして教育問題がとりあげられたのである。その教育問題とは、当然一部のエリート育成などではなく、広く一般民衆を対象とする教育に関するものでなければならなかった。そこで政友会は、同年10月に次のような「教育根本改善案」を発表した。まず、改善の「主眼は教育内要の革新と民衆教育の向上と更らに従来の官僚的教育制度の打破である」とされ、その中で「民衆教育の向上」は、「小学教育より直に社会に出づる大多数の青少年の教養を如何にすべきやは実に重要な問題」であり、「その方策の基本は飽くまで義務教育年限の延長であって即ち満六歳以上満十四歳までは国民悉く何等かの教育を受くるの制を立つことが其の根幹である」と説明されていた<sup>140)</sup>。続いて細目として決定された「教育改善案」においては、年限延長について、高等小学校あるいは実業補習学校への就学義務を課するとし、また、「中等教育を受けざる八割以上の大多数の青少年」に対して、「実業補習教育の振興」を特に一項として設けていた<sup>141)</sup>。

このような大衆青少年教育重視論は、たんに政党による選挙対策の政策提示と限定してとらえられるべきではなく、普通選挙制度を実現した時代の要請の、教育分野での表明を示すものであった。その意味で、このような主張は、当時の教育問題をめぐる発言の主流をなすものであった。

さらに第三には、第一次大戦後の欧米諸国の動勢として、義務教育年限の延長、補習教育の義務化など、いわゆる中等教育普遍化の施策がなされ、日本の支配層の間には、それに後れをとっているとの認識が、広まりつつあったという事情がある。その背景には、帝国主義列強間の利益の対立の顕在化のもとで、第一次大戦の教訓から、直接的な軍事力だけでなく、それをささえる

産業を中心とした国家の総合的な力量を増強していこうとする発想があった。その意図にもとづき、欧米諸国にならって、初等教育修了後の、青少年大衆に対する教育を重視していこうとする動きが生じたのであった。

以上の三つの時代的要請のもとに、大衆青少年を対象とした中等段階の教育制度の整備が、問題となって浮かび上がってきたのである。

では、この問題を具体的な教育機関にそくしてとらえれば、どうなるか。まず考えられることは、当然、半数以上の大衆青少年が進学していた高等小学校を整備していくという方向である。岡田の発想がそうであったし、また教育界からも、たとえば野口援太郎が大正15年(1926)、『高等小学校の研究』を著して、アメリカのジュニアハイスクールを念頭に置いた、職業準備教育を主たる内容とする3年制単置高等小学校を提案したように、高等小学校を大衆青少年のための中等教育機関と位置づけていく方向は、確かに存在した。しかし、問題は、そう簡単には進まなかった。それは、岡田文相期以降、昭和12年(1937)の平生文相に至るまで、文部省から全く義務教育年限延長についての具体的構想が提出されなかったことに示されている。

この時期は、日本経済の不況期と重なっており、特に昭和5年(1930)の恐慌は、地方財政に壊滅的な打撃を与え、各地で教員俸給未払いや学級整理の実施が問題化したのであった。その意味では、とうてい義務教育年限延長が論じられるような状態ではなかった。このような状況の中で、高等小学校を大衆青少年のための教育機関として積極的に整備していくプランは宙に浮き、高等小学校は、初等教育の枠内で、ただ民衆の進学意欲の高まりによってより進学率が上昇していくままに、放置されざるをえなかったのである。

とはいえ、大衆青少年のための教育を重視するというスローガンだけは、依然として掲げられていたのである。だが、このような状況の中で、そのスローガンはより安価な方向で提示されていく。たとえば、文部書記官木村正義は、昭和2年(1927)に次のように述べている。「公共教育制度としては、少年期の教育機関たる小学校を義務とするは勿論、青年期の教育機関たる中学校、高等女学校、実業学校等の中等学校を義務とすることが理想である。即ち青年期までは国民に甲乙の別なく教育を施すことが望ましいのである」。しかし、それは「個人的に国家的に財政経済上許容し難い」と木村は言う。「然らば此の教育理想と個人並に国家の財政経済の実際とを如何に調和すべきかの問題が生ずる。此の問題に正しき解答を与へたのが、即ち現代の義務的補習教育の制度である。中等学校に進まざる否進むことを得ざる大多数の青年に対して、一週数時間、学校に於て十八歳又は二十歳迄義務的に教育する制度は、個人的要求と国家的要求とを調和する最も適切なる最小限度の教育計画である<sup>16)</sup>」。

木村の場合は、「理想」として中等学校の義務化をあげているが、当時の文部省社会教育課長小尾範治は、よりリアルな現状認識のもとに次のように述べる。「主として肉体的労務に従事するを適当とする者には中等以上の正規の学校教育を施すことは、教育上賢明なる方策ではないと思う<sup>17)</sup>」。しかし、そう述べながら、彼はまた、大衆青少年の教育を次のように理論づける。「若し国民の多数者に対する教育が不完全であるならば、今日の如き所謂民衆の時代に於ては国民教育がその窮極の目的を達成することは望まれまいであろう。それ故に実業補習学校並に青年訓練所を完成充実せしめ、一般青年の教育を完からしめることは国民教育の振興上最大の急務であって、政府、地方自治団体等に於ても従来如く少数優秀者の為め正規の中等並び高等教育機関の

完成にのみ専念することを止めて、実業補習学校並に青年訓練所等の完成に幾段の努力を費し、これを以て国民教育の正系となすことが時代に適應せる教育方針であるとする<sup>18)</sup>。

ここにおいて小尾は、実補・青訓<sup>19)</sup>の教育を大衆青少年にとっての中等教育とすることの正当性を堂々と主張している。木村の場合に「中等学校を義務とすることが理想」と何がしかの後ろめたさをこめて述べられていたものが、小尾においては、正面切って大衆青少年にとって旧来の中等教育は不必要とし、「国民教育の正系」たる実補・青訓こそが重視されるべき大衆的中等教育機関だと高唱されているのである。この小尾の論こそ、昭和初期に数多く提出された大衆青少年教育重視論の性格を典型的に表したものと言えるだろう。

## II. 実業補習教育の動向

では、大衆青少年を対象とする中等段階の教育機関と位置づけられた実業補習学校は、具体的に、どのような機能を期待されていたのだろうか。それを検討するため、まず、大正期における実業補習学校の性格の変化について考察する。

明治期以来、実業補習学校は、低度の実業教育と初等教育の補習を目的とし<sup>20)</sup>、初等教育修了後、職業に従事する青少年を対象として普及がはかられてきた。ところが、第一次大戦後になると、実業補習教育に新しい役割を期待する動きが台頭する。大正9年(1920)の「実業補習学校規程」改正で、それまでの初等教育の補習という目的が削られ、「法制上ノ知識其ノ他国民公民トシテ心得ヘキ事項ヲ授ケ又經濟濟観念ノ養成ニカマル」ことを中心とした「国民生活ニ須要ナル教育」と、「職業ニ従事スル者ニ対シ職業ニ関スル知識技能ヲ授クル」教育の二つが目的とされたのである<sup>21)</sup>。その「国民生活ニ須要ナル教育」は、大正13年(1924)の「実業補習学校公民科教授要綱」制定で、公民教育としてその内容を明確化し、職業教育にまして、以後ますます重視されるようになる。

たとえば、大正14年(1925)5月の地方長官会議で、岡田文相は、普通選挙制度の実施に関連して、「国民ヲシテ社会公共生活ノ真義ヲ理解センメ、以テ立憲治下ノ公民トシテノ責務ヲ完ウスルノ教養ヲ与フルコトハ、我が国ノ現状ニ鑑ミ最緊要トスル所デアリマス」とおさえながら、「実業補習教育ハ公民的修養ヲ最切要トスル時期ニアル一般青年ニ対スル教育デアリマスカラ、公民教育ヲ以テ其ノ中心眼目トナスベキモノデアルト考ヘマス」<sup>22)</sup>と述べた。

以後、従来実業補習教育の中心であった職業教育は、その座を公民教育に譲ることになり、公民教育はますます重視されていく。文部省の実業補習教育主事であった松本喜一は、昭和2年(1927)、次のように述べた。「我が政府も大に考ふる所ありて実業補習教育の制度を革新し、之れに依って以て大に国家市町村民の大民衆の精神を作興し各自執る所の職業を重んじ、之れを以て国家を支持するの實力を扶養せんとしつゝあるに拘らず、其の教授は単に職業の技術的方面のみに偏し、職業教育と公民教育とは全然之れを二物と考へ、剩さへ其の統合連絡をさへ考慮せざるが如きものゝ多きは誠に言語に絶する痛恨事と云はねばならぬ」。「現時の実業補習学校の実状は職業教育方面にも、尙た又公民教育の方面にも、未だ尙に遺憾不徹底の点が少なくないのであるが、動もすると其の教育が単なる職業の技術教授に偏せんとし、其の局遂に斯種学校は尙に單純なる職業従弟学校に化せんとするの傾向の多々見ゆる所のあるは此際大に警戒すべき所である<sup>23)</sup>」。

## 笹尾：「1920年代実業補習教育の動向」

要するに、実業補習学校はたんなる職業学校であってはいけないというのである。大衆青少年向けの国民教育機関として整備していこうとする発想からは、当然、たんなる職業教育機関ではなく、公民教育を中心にすえる構造になるだろうが、それについて述べる以前に、実業補習教育の置かれていた当時の状態を考えてみる必要がある。

第一に、生徒1人あたりの学校経費を例にとると、昭和5年(1930)で、実業補習学校の年間14.4円は、小学校の約半分、中学校の5分の1以下にすぎず、設備にしても、たいていは小学校に附設され、教員は小学校教師の兼任、よくて1校に1人の実業科専任教員というように、その教育条件は劣悪なものであった<sup>24)</sup>。しかも季節制・夜間制の学校が多く、一般に出席率はきわめて低調であった。このような状態をみれば、「職業の技術的方面のみに偏する」どころか、まともな職業教育を施せるかどうか、そもそも疑問であった。

第二に、同じ年の統計で、実業補習学校総数15,193校中、工業補習学校はたった300校にすぎず、大部分は農村部の農業補習学校であったという事情も無視できない<sup>25)</sup>。当時の零細な農業経営を考えれば、純粋な農業技術教育を行おうにも限界があり、いきおいそこの教育内容は、技術教育に力点を置くよりは、農村社会における公共観念やそこの協力関係を強調し、職業意識の育成に努める、公民教育的色彩の濃いものになりがちであった。もともとそういう性格をもっていた上に、実業補習教育の一大目的として公民教育が規定されたのであるから、職業教育機関としての実業補習学校には見切りをつけ、一村一校、小学校に併置という形で存在していた現実にも目を向け、小学校教育を終えた青年たちをそこに連続して結びつけておくことにより、国民教育の効果を持続・充実させることに、当局は目的を転換したと言えるだろう。

昭和4年(1929)、実業補習学校の所管が、それまでの実業学務局から新設の社会教育局へと移された背景の一つには、こうした目的の転換があったと考えられる。また、この間の事情をよく表す事例として、昭和5年(1930)から翌年にかけての、緊縮財政をめざす浜口民政党内閣期の教育政策がある。

浜口内閣期には、地方財政は壊滅的な状態に陥り、各地で教員俸給未払いや学級整理の実施が問題化していたが、昭和6年(1931)10月、政府は文部省行財政整理の一環として、実業補習教育費国庫補助150万円の全額削除を計画した<sup>26)</sup>。この補助金は、実業補習学校において実業科を担当する、専任教員の俸給費に対する補助が主なものであった。もしこれが実施されれば、ただでさえ惨たんたる状態であった町村財政において、実業補習学校費が真っ先に切り捨てられることが予想された。結局、この計画は実現せず、135万円の国庫補助が復活したが、このような削除の姿勢を政府が示したことは、注目に値する。

その一方で政府は、昭和5年(1930)4月、「実業学校諸規程」の改正を行った。その要点は、尋常小学校卒業を入学資格とする修業年限2年の実業学校を認め、夜間課程を拡張するなど、実業教育の多様化および拡大をはかることであり<sup>27)</sup>、この改革は、産業界における即戦力となる広汎な技能者養成をめざすものであったと言える。それとともに文部省は、小学校卒業の上級学校入学に関して、地方長官に通牒を發し、実業学校への進学を奨励するよう要請したのである<sup>28)</sup>。

ここで考慮しておくべきことは、一方で実業学校奨励の方針をとりながら、実業補習教育費国庫補助の削除を文部省が計画した事実である。その意味を考える上で、当時の文相田中隆三の次

の発言は興味深い。「(実業補習学校においては)公民教育ト相俟ッテ職業教育ノ関係ニ於テモ実務ノ修得実地ノ訓練ニ重キヲ置キ独リ職業ニ関スル技能ヲ修得セシムル以外工夫創作ノ能力ヲ啓培シ勤勞愛好ノ習性ヲ涵養スルコトガ大切デアルト思ヒマス<sup>20)</sup>」。

ここから明らかなことは、実業補習学校が、直接的な職業技術教育よりも、より広い「勤勞愛好ノ習性」涵養といったものを期待される教育機関であったということだろう。それは、広汎な大衆のための安価な教育機関として、実業補習学校が準備されてきたことからすれば、当然であったと言える。なぜなら、政府の期待するような産業に直結する実業教育は、このような安あがりの機関で実現し得べくもなく、公民教育の重視ともあいまって、「勤勞愛好ノ習性」涵養という精神教育的な役割が、むしろそこでは期待されることになったからである。そうだからこそ、実業科担当の専任教員俸給費への国庫補助を、削除することが計画されたと考えられる。

しかし、このことは、民政党内閣が実業補習教育を重視しなかったということの意味しない。民政党は、政務調査会が昭和7年(1932)に決定した「教育革新の大綱」の中で次のように主張している。「大衆教育施設を普及充実すること。従来教育は一部少数なる青年の学校教育に重きを置きその価値を過信せり、宜しく昼間勤勞しつゝある青年の学習し得べき補習学校、中等及び専門の各種学校並に通信教授等の発達を促し……<sup>30)</sup>」。財政的に危機的状況が到来した際には、補助をまっ先に切り捨てられる存在であったにしても、実業補習教育に代表される、大衆向けの中等段階の教育を整備していこうとする意思は否定できない。ここから理解されるのは、実業補習学校は、あくまでも公民教育を中心とした安価な教育機関であることにこそ、その存在意義があり、またその意味で「重視」されたということである。

以上のように、政府は、職業教育機関としての実業補習学校には、ある程度見切りをつけ、公民教育を中心とした、大衆青少年向けの安価な中等教育機関として整備していく方向をとったのであるが、当然、この転換は簡単には進まなかった。昭和6年(1931)7月に開かれた全国実業補習学校教員養成所長会議では、次のような現場の声が寄せられた。まず、石川県代表は、「補習学校の実績が拳がらないのに多額の経費を投じて補習学校を存続させて置く必要がない」という村有志の意見によって、「補習学校の廃止気分が相当に濃厚にある」という現状を語り、また、京都府代表は、「補習学校の規程を見ても、補習学校には学級幾つに対して何人の専任教員を或は一学級について何人の専任教員を置かなくてはならんと云ふことがありませんから、今年のような不景気の時になると、すぐ専任教員の俸給を削ってしまふ」と述べて、軽視されがちな実業補習学校の現実に強い不満を示している<sup>31)</sup>。

このような状態下にある実業補習学校が、青年たちにとって魅力あるはずはなく、実績があがらないのも当然であった。しかし、実際に補習教育に携わる関係者たちは、何とか青年たちを学校にひきつけようと努力していた。同じ会議で、山形県代表は、その方策として「補習学校卒業生と云ふものを制度上に於て他の学校と相準ずるなり、相對等なりに認められる特典を御考慮願ひたい。……例へば(実業学校の)甲種程度の卒業生と同じような認定試験」の制度を設けることを提案した<sup>32)</sup>。資格も無く、義務でもない実業補習学校に青年たちをひきつけるには、彼ら自身にとっての何らかの現実的利益を提示する必要がある。注意すべきは、その手段として政府の方向とは反対の、実業教育を考えていることである。

実業補習教育を実業教育中心にイメージし、それによって現状を打開しようとする発想は、生



#### 笹尾：「1920年代実業補習教育の動向」

徒をひきつけるためだけでなく、専任教員の存在意義にもかかわるものであった。実業学務局長木村正義の同会議での次の発言は、それを端的に示している。「専任教員が単に青年教育に実績を挙げるのみならず、農業開発に非常な力を持って居るものであると云ふことが分れば、如何に町村が疲弊して居っても専任教員をどんどん要求すると云ふことになる<sup>33)</sup>」。また、教員養成所卒業生の捌け口が無いという問題に関する、石川県代表の次の発言も同様である。「要は養成所を卒業して補習学校に出て行った者が、学校だけを自分の教室と考へないで、村に飛びこんで行って、貧乏者だろうが金持だろうが頓着なく、村の者の先駆者となって働くと云ふ意気があるならば、養成所の心配などは要らない<sup>34)</sup>」。

公民教育を中心に置くといっても、何の特権も無く資格も得られない実業補習学校に、青少年をひきつけることが容易でないことは、実際にかかわる関係者が最もよく実感していた。彼らは、実業教育を通じて何らかの現実的利益を与えることによってしか、それは可能ではないと考えたのである。「優良補習学校」として文部省が選奨した学校の多くは、皮肉にも、たいていそうした関係者の、実業教育を軸にした個人的努力によるものであった。

実業教育よりも公民教育を中心に置こうとする文部省の方針には、省内でも、従来から実業補習教育にかかわってきた関係者の間に、反発が存在したのも当然であった。社会教育局の野尻丈七は、昭和5年(1930)に次のように述べた。「論者或は実業補習学校の生徒は日々実際実務に従事し、夫々の職業に就ては相当の経験を有してゐるのであるから、学校に於て重ねて実習実験を行ふ必要なく、むしろ他の方面に於て道德教育、公民教育を施すことが肝要であるといふ説をなす者もあって、一応尤もの様に思はれる。さりながら、之は余りに理想に偏した考へ方であつて、補習学校の生徒の如き痛切に生活問題に直面してゐる者に対しては、日常生活に卑近にして、最も適切なる教育を施し、とりわけ各人の職業生活に就ては之に最も同情を寄せ、周到なる教育指導を与へると共にその発達向上を促すことが最も意義あることである。むしろ斯かる実際上の教育過程を通じて道德教育なり公民的訓練なりを施して真の効果を収めることが出来るものと信ずる<sup>35)</sup>」。

文部省社会教育官であった宮本金七も、同年、次のように述べている。「今日各種の争議を耳にし思想の悪化を聞くとき、その根底に於て生活の不安、家庭経済の窮乏逼迫がその素因の大部分かの如く思はれる。これが匡救打解の方策は決して容易のことでないに相違ないが、解決の一策はこれ等窮乏の家庭にある勤労青年男女の職業教育の徹底、更に彼等の生活の安定充実に迄透徹する教育指導であることが肝要だと考へられる<sup>36)</sup>」。

抽象的な公民教育を中心に置いて、上級学校へ進学しない青少年を実業補習学校につなぎとめようとする文部省主流に対し、生々しい現状を知る者からの、その困難さの告発が読みとれる。

困難さは、以後も何ら解決されることなく、準戦時体制下へともちこされ、昭和10年(1935)、実業補習学校、青年訓練所の統合によって青年学校制度が創設される。青年学校の位置については、本稿でふれることはできないが、一つだけつけ加えるなら、統合の際に教練の色彩が強まるのを恐れて、最後まで抵抗を示したのは、前述の、実業補習教育の実際にかかわってきた、いわば「実業教育派」の文部官僚や学校関係者であったことである<sup>37)</sup>。

おわりに

最初に述べたように、この時期の青年教育の動向をめぐって、すべてを軍事上の要請からみたり、普通選挙に代表される一定の近代的諸制度を空洞化するためのいわゆる「教化」政策と位置づけたりする論が存在する。しかし、本稿でみてきたように、問題は必ずしもそう単純化できるものではなく、むしろ大きな視点でみれば、中等教育普遍化へ向かう流れの中に位置づけるべき要素が、この時期の青年教育の動向に含まれていたことを見逃すことはできない。

大正末期以降、実業補習教育の振興が、主に義務教育年限延長問題との関連で語られたことは、それを証明していると言えよう。すでに述べたように、義務教育年限延長は、中等段階の教育の問題となってこざるをえず、また、第50議会での「教育の機会均等に関する建議案」説明中で民政党議員山崎儀重が述べた「義務教育年限を延長すると云ふ問題は、是は貧困なる者に対する所の問題であり、無産者階級の問題なのであります<sup>38)</sup>」という認識も広まっていた。

すなわち、この時期になると、国民の知的水準を向上させるため、あるいは顕在化しつつある階級対立への対応策を求めて、かつての国民教育＝初等教育という発想に修正が加えられる。国民全体を国家社会により強固に結合しようとするような教育制度が求められ、その延長線上で、中等段階の教育までを何らかの形で国民全体に保証する方向が考えられたのである。

かくして、大衆青少年の教育を重視するというスローガンのもとに実業補習学校が浮上してくるのであるが、その背景には、尋常小学校卒業後、何らの上級学校にも進学しない約15%の青少年の存在があった。高等小学校の義務化が困難な情勢の中で、彼らに対する教育をいかにして保証するかが問題であった。しかし、そこで選ばれた方法に安易さがあったことは否めない。もともと設備が劣悪で安価な教育機関といわれた実業補習学校である上に、さらに実業教育と公民教育をめぐる性格上の混乱をもたらし、大部分の学校はたいして青少年をひきつけることもないまま、準戦時体制下の青年学校制度へと改編されていく。もちろん、この過程においては、軍事的な要請、青年訓練所との関係など、検討すべき課題が数多くあるが、それらはいずれも、他日を期したい。

(註)

- 1) 安部磯雄編『帝国議会教育議事総覧』(厚生閣 昭和8年)第5巻, p. 36~165.
- 2) 河上哲太「現代と青年処女の教育問題」(『地方行政』23巻5号<大正14年5月> p. 68~69)
- 3) 河上哲太「青年教育の急務」(『政友』297号<大正14年12月> p. 13~14)
- 4) 久保義三『日本フェンズム教育政策史』(明治図書, 昭和44年) p. 105, p. 129
- 5) 海老原治善『統現代日本教育政策史』(三一書房, 昭和42年) p. 97
- 6) 『日本近代教育百年史』(国立教育研究所, 昭和49年) 7巻, p. 933~972
- 7) 「学制」以来、学齢は6歳から14歳までの8年間と規定され、また、明治40年(1907)、義務教育年限が6年に延長された際の文部省訓令は「固ヨリ今回ノ改正ハ未タ之ヲ以テ足レリトスルニアラス……其ノ完成ハ更ニ之ヲ他日ニ期セントス」と述べていた。
- 8) 鎌田案は『教育時論』1373号<大正12年8月5日>p. 23. 江木案は同1400号<大正13年5月5日>p. 31
- 9) 『教育時論』1445号<大正13年8月5日> p. 30.
- 10) この点について、文政審議会研究会『1920~30年代における教育再編成の構想とその展開』(科学研究費総合研究報告書, 昭和55年)を参考にした。
- 11) 1920年から1930年を例にとれば、この10年間に生徒数は2倍あるいはそれ以上の増加を示している。

笹尾：「1920年代実業補習教育の動向」

- 12) 石川準吉『総合国策と教育改革案』（清水書院、昭和37年）資料編 p. 301.
- 13) 『政友』291号<大正14年6月> p. 21.
- 14) 『教育時論』1452号<大正14年10月15日> p. 44.
- 15) 同上, 1453号<大正14年10月25日> p. 42.
- 16) 木村正義「青年教育問題」（文部省構内実業補習教育研究会編『児童生徒の個性尊重及び職業指導』昭和2年, p. 576)
- 17) 小尾範治「成人教育の要諦」（橋口菊「国民教育の再編成と社会教育行政確立に関する一考察」『教育学研究』27巻3号より重引)
- 18) 小尾範治「国民教育の本系」（同上）
- 19) 大正15年(1926)に設立された教育機関で、前年の学校教練の実施にひき続いて、在営年限の短縮をともなう教育施策であった。この施設は、基本的には軍部からの要請に基づいた軍事予備教育機関とみることができる。本稿では、この青訓についてふれることはできないが、ただ、文部省サイドからの積極的な要求もみえておく必要がある。文政審議会において、松浦事務次官が、「一面において実業補習学校に入学せざるものためにこの施設によりて訓練をなさんとする」（『教育時論』1460号）と述べたように、補習教育に収容しえない青年に対し、より簡易な形で教育を与えることを、文部省はねらっていたと考えられる。
- 20) 明治35年の「実業補習学校規定」改正の際の訓令で、「実業ノ教科ヲ主腦トシ併セテ普通教育ノ補習ヲ為」すと示されたように、低度の実業教育機関の役割を期待されたものであり、普通教育は副次的なものであった。
- 21) 『明治以降教育制度発達史』8巻 p. 524~526.
- 22) 『文部時報』173号<大正14年5月21日> p. 4.
- 23) 松本喜一「職業教育と公民教育」（前出『児童生徒の個性尊重及び職業指導』p. 188~190)
- 24) 『日本近代教育百年史』5巻 p. 278.
- 25) 文部省社会教育局『実業補習教育の沿革と現況』（昭和8年）p. 117.
- 26) 『教育時論』1672号<昭和6年11月25日> p. 39.
- 27) 木村正義「実業教育制度の改正」（『斯民』25編6号<昭和5年6月>, p. 41~47)
- 28) 「全国実業学校長会議ニ於ケル田中大臣訓示要領」（『文部時報』351号<昭和5年7月11日> p. 8)
- 29) 「全国実業補習教育主事会議ニ於ケル田中大臣訓示要領」（『文部時報』352号<昭和5年7月21日> p. 10)
- 30) 『教育時論』1695号<昭和7年7月15日> p. 38.
- 31), 32) 文部省構内実業補習教育研究会『補習教育』102号<昭和6年8月> p. 65~96.
- 33), 34) 『補習教育』103号<昭和6年9月> p. 71~79.
- 35) 野尻文七「実業補習教育振興上の諸問題」（『補習教育』91号 <昭和5年9月> p. 15)
- 36) 宮本金七「勤労青年と社会教育」（『補習教育』83号<昭和5年1月> p. 172)
- 37) 文政審議会第14号諮問「青年学校制度制定ニ関スル件」会議録。
- 38) 『大日本帝国議会誌』15巻 p. 1130.

(博士後期課程)